

# 荒川区特別養護老人ホーム入所指針

## 1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第8条第22項に定める地域密着型介護老人福祉施設及び第8条第27項に定める介護老人福祉施設（以下「施設」という。）における区内施設への入所に際し、必要性の高い者から優先的に入所できるよう、荒川区（以下「区」という。）の入所決定に関する手続き及び基準を明示し、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な施設入所の実施に資することを目的とする。

## 2 対象施設

対象施設は、下表の施設とする。

名称	所在地
サンハイム荒川	南千住3 - 14 - 7
グリーンハイム荒川	南千住6 - 36 - 5
癒しの里南千住	南千住6 - 67 - 8
花の木ハイム荒川	荒川5 - 47 - 2
さくら館	町屋7 - 10 - 6
おたけの郷	町屋7 - 18 - 11
あそかのぞみの郷	西尾久1 - 1 - 12

## 3 入所対象者

入所対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項の認定を受け、要介護状態区分（以下「要介護度」という。）が3から5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難である者
- (2) 要介護度1または2と認定され、下記の特例基準のいずれかに該当し、かつ在宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある者（以下、「特例入所対象者」という。）
  - ア．認知症である者であって、日常生活に支障をきたす症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
  - イ．知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたす症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
  - ウ．在宅生活では、家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか。
  - エ．在宅生活では、単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であるか。

## 4 入所の申込み及び申込み事項の変更の届け出

### (1) 入所の申込手続き

入所の申込みは、入所対象者または入所対象者の家族若しくは成年後見人等（以下「申込者」と

いう。)が、「特別養護老人ホーム入所申込書」(様式1、以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、原則、区へ届け出ること(持込み、郵送いずれも可)。

(2) 特例入所対象者の申込手続き

特例入所対象者は、申込書に加え、「特例入所(申請)調査票」(様式2、以下「調査票」という。)を添付し、区へ届け出ること(持込み、郵送いずれも可)。

(3) 申込者は、上記申込後に、申込内容に変更が生じた場合は、申込書または調査票により、区へ現況を届け出ること。

5 入所申込の取下げ

(1) 申込者は、入所対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、「特別養護老人ホーム入所申込辞退届」(様式3)により区に届け出ること。

ア. 死亡したとき

イ. 入所の意思がなくなったとき

ウ. 申込み後に他の施設に入所したとき

エ. 要介護認定の結果、要介護でなくなったとき

(2) 区は、入所対象者が5(1)アからエまでのいずれかに該当していることが明らかになった場合は、入所申込の取下げがあったものとみなすことができる。

6 入所対象者名簿の作成

(1) 区は、申込書の内容に基づき、「荒川区特別養護老人ホーム入所調整基準」(別紙1、以下「基準」という。)により算出した合計点の上位の者から順に施設ごとの入所対象者名簿(以下「名簿」という。)を作成する。なお、算定の結果、2人以上の者が同点となった時は、生年月日の早い者順に名簿に登載する。

(2) 区は、作成した名簿について、次のとおりグループ分けを行う。

Aグループ 上位20%に該当する者

Bグループ 70点以上でAグループに含まれなかった者

Cグループ 69点以下の者

(3) 区は、名簿を下表のとおり作成及び改訂するものとし、完成した施設ごとの名簿を各施設に提供する。

期間区分	改訂基準日	申込期日
1期	4月1日	2月末日
2期	7月1日	5月末日
3期	10月1日	8月末日
4期	1月1日	前年の11月末日

(4) 区は、申込みまたは変更申込みのあった入所対象者に対し、6(2)で示す当該者のグループ種別及び名簿への登録完了について通知する。

## 7 入所の決定にかかる審査

- (1) 施設は、施設長、介護支援専門員、看護師、生活支援相談員等で構成された、合議制の委員会または会議体（以下「委員会」という。）を設置し、施設への適切な入所決定を行えるよう、あらかじめ開催方法や頻度について定めておくものとする。
- (2) 委員会は、区作成の名簿に基づき、Aグループの者から順に、次に掲げる事項を審査、勘案したうえで、入所者の決定を行う。
  - ア．申込書の記載内容と現況に著しい相違がないか
  - イ．入所対象者及び申込者の入所意思
  - ウ．男女別構成、ベッドの特性、その他施設が特別に配慮しなければならない個別の事情等
- (3) 委員会は、7(2)アにおいて、著しい相違を確認したときは、改めて基準により配点確認を行うものとする。その結果後位のグループに配属することとなったときは、名簿に登載された次順位の者を繰り上げて入所させることができる。
- (4) 委員会は、7(2)イにおいて、入所対象者及び申込者に入所意思がないことを確認したときは、すみやかに区に報告するとともに、入所対象者及び申込者に対して、申込の取下げと同様の取扱いとなること及び再度施設への入所を希望する際には、4に定める申込手続きを行う必要があることを説明すること。
- (5) 委員会は、特例入所対象者の入所審査において、申込書及び調査票の記載内容を確認するとともに、入所の必要性の高さを判断するにあたり、必要に応じて区に意見を求めることができる。
- (6) 委員会は、審議の内容を議事録として作成し2年間保管しなければならない。なお、区から求めがあったときは、区へ議事録を提出しなければならない。

## 8 本指針の定めによらない入所

施設は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本指針の定めによらず入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件・事故、深刻な虐待が疑われること等により、緊急に入所が必要な者があるとき。
- (2) 老人福祉法第11条第1項第2号に定める区等からの措置委託によるとき。

## 9 個人情報の取扱いについて

- (1) 施設及び委員会は、業務上知り得た入所対象者に関する一切の個人情報を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。
- (2) 施設は、申込者の同意に基づき、当該入所対象者が申込みをしている他の施設と、入所に関する状況及び入所辞退理由等について情報を共有できるものとする。

## 10 適正運用

- (1) 施設は、本指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 区は、本指針の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対して必要な助言を行うことができる。

11 その他

本指針に定めがない事項及びその扱いに疑義が生じた場合は、区及び施設関係団体等と協議するものとする。

附 則 本指針は、平成23年7月1日より施行する。

附 則 本指針は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 本指針は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 本指針は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 本指針は、令和5年4月10日より施行する。